



《会計・税務の知識》

注目されるアグリビジネス

今回は、企業が農業に参入する場合の形態と、税務の特別な取り扱いについてご案内します。

日本は、海外からの食品輸入依存度が高く、食料自給率は約40%と先進諸国の中でも極端に低い水準です。しかし、最近、食の安全性を問う事件が頻発に起こり、国産の食料品が脚光を浴びています。

また、金融機関による農業関連の投資ファンドの設立も相次ぎ、7月には鹿児島銀行が3.4億円、8月は農林中央金庫が20億円、日本アジア投資が1億円をそれぞれ出資しています。現在、農業分野の成長期待が大変高まっています。

1) 一般企業の農業参入

企業や個人が農業に参入する場合、大きく2つの方法に分けられます。

a. 農業生産法人

農業生産法人になるには、農業を主たる事業とし、構成員の4分の3以上が農業関係者であるなど一定の要件を満たす必要があります。

認められる組織形態としては、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社及び農業協同組合法に基づく農事組合法人があります。

b. 農地リース方式

農地リース方式とは、市町村又は農協や農業公社などの農地保有合理化法人から、農地を借りる方式のことです。農地リース方式を選択した場合のメリットとしては、農業生産法人の要件を満たさなくても農業に参入できること、初期投資費用が少ない事等があげられます。

農業生産法人は、1万社を超え（平成20年1月現在）、農地リース方式を活用した企業の数も281社（平成20年3月現在）となっております。農林水産省では、平成22年までに農地リース方式での参入企業を500社とする目標を掲げており、施設整備や農地整備等、今後総合的な支援が実施されます。

2) 税務上の特例措置

税制上も様々な特例措置を設けて、農業をサポートしています。

a. 所得税・法人税

- ・特定の事業用資産の買換・交換の場合の課税の特例・圧縮記帳
- ・160万円以上の農業機械を取得した場合の特別控除等の特例
- ・認定農業者等が、一定の交付金について準備金で積み立てた場合の損金・経費算入
- ・農事組合法人が分配する組員への従事分当について損金算入
- ・農事組合法人の法人税率22%等

b. 地方税

- ・個人や農事組合法人の農業所得に対する事業税・事業所税の非課税
- ・農地を保有している場合の固定資産税の軽減
- ・農地を取得した場合の不動産取得税の軽減

ワタミやカゴメなど、大手民間企業が農業に取り組みだしてから数年が経ちます。今年8月、大手流通業では初めて、イトーヨーカ堂が農業生産法人を設立し、農場の運営を開始しました。

一方、本業ノウハウの活用を試みて農業に参入した、ユニクロやオムロンなどは、数年で撤退しております。

不作リスクの回避や生産ノウハウの確保など、農業特有の課題はありますが、民間企業の更なる参入が望まれます。

『ベンチャーサポートサイト』

<http://koyano-vp.com/>

『小谷野公認会計士事務所オフィシャルサイト』

<http://www.koyano-cpa.gr.jp/>